

徳島県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四三九号	三好市東祖谷樫尾六九三 番四地先	一六・六	令和八年一月二十七日